

## 1988年ブラジル連邦共和国憲法 目次等

著者	矢谷 通朗
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	経済協力シリーズ
シリーズ番号	154
雑誌名	ブラジル連邦共和国憲法 : 1988年
ページ	39-46
発行年	1991
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00014557">http://hdl.handle.net/2344/00014557</a>

# ブラジル連邦共和国憲法1988 目次

## 前 文

第 I 編 基本原則について	(1～4条)
第 II 編 基本的権利および保障について	
第 I 章 個人および集団の権利と義務について	(5条)
第 II 章 社会権について	(6～11条)
第 III 章 国籍について	(12～13条)
第 IV 章 参政権について	(14～16条)
第 V 章 政党について	(17条)
第 III 編 国家組織について	
第 I 章 政治行政組織について	(18～19条)
第 II 章 連邦について	(20～24条)
第 III 章 連邦諸州について	(25～28条)
第 IV 章 市郡について	(29～31条)
第 V 章 連邦区および直轄領について	
第 I 節 連邦区について	(32条)
第 II 節 直轄領について	(33条)
第 VI 章 干渉について	(34～36条)
第 VII 章 公共行政について	
第 I 節 一般規定	(37～38条)
第 II 節 文民公務員について	(39～41条)
第 III 節 軍人公務員について	(42条)
第 IV 節 地域について	(43条)

## 第IV編 権力組織について

## 第I章 立法権について

- |                         |          |
|-------------------------|----------|
| 第I節 国会について              | (44~47条) |
| 第II節 国会の権能について          | (48~50条) |
| 第III節 下院について            | (51条)    |
| 第IV節 連邦上院について           | (52条)    |
| 第V節 下院議員および上院議員について     | (53~56条) |
| 第VI節 集会について             | (57条)    |
| 第VII節 委員会について           | (58条)    |
| 第VIII節 立法手続について         |          |
| 第I分節 一般規定               | (59条)    |
| 第II分節 憲法の改正について         | (60条)    |
| 第III分節 法律について           | (61~69条) |
| 第IX節 会計, 財政および予算の監査について | (70~75条) |

## 第II章 行政権について

- |                           |          |
|---------------------------|----------|
| 第I節 共和国大統領および副大統領について     | (76~83条) |
| 第II節 共和国大統領の権限について        | (84条)    |
| 第III節 共和国大統領の責任について       | (85~86条) |
| 第IV節 国務大臣について             | (87~88条) |
| 第V節 共和国顧問会議および国家防衛審議会について |          |
| 第I分節 共和国顧問会議について          | (89~90条) |
| 第II分節 国家防衛審議会について         | (91条)    |

## 第III章 司法権について

- |                          |            |
|--------------------------|------------|
| 第I節 一般規定                 | (92~100条)  |
| 第II節 連邦最高裁判所について         | (101~103条) |
| 第III節 高等連邦裁判所について        | (104~105条) |
| 第IV節 連邦地方裁判所および連邦裁判官について | (106~110条) |
| 第V節 労働裁判所および労働裁判官について    | (111~117条) |

第VI節	選挙裁判所および選挙裁判官について	(118～121条)
第VII節	軍事裁判所および軍事裁判官について	(122～124条)
第VIII節	州裁判所および州裁判官について	(125～126条)
第IV章	司法行政に不可欠な職務について	
第I節	検察庁について	(127～130条)
第II節	連邦総弁護庁について	(131～132条)
第III節	弁護士職務および公共弁護局について	(133～135条)
第V編	国家および民主主義制度の擁護について	
第I章	国防事態および戒厳事態について	
第I節	国防事態について	(136条)
第II節	戒厳事態について	(137～139条)
第III節	一般規定	(140～141条)
第II章	国軍について	(142～143条)
第III章	公共の治安について	(144条)
第VI編	租税および予算について	
第I章	国家租税制度について	
第I節	一般原則について	(145～149条)
第II節	課税権の制限について	(150～152条)
第III節	連邦税について	(153～154条)
第IV節	州税および連邦区税について	(155条)
第V節	市郡税について	(156条)
第VI節	租税収入の配分について	(157～162条)
第II章	公共財政について	
第I節	一般規範	(163～164条)
第II節	予算について	(165～169条)
第VII編	経済および金融の秩序について	
第I章	経済活動の一般原則について	(170～181条)
第II章	都市政策について	(182～183条)

第Ⅲ章 農業および農地政策ならびに農地改革について	(184～191条)
第Ⅳ章 国家金融制度について	(192条)
第Ⅷ編 社会秩序について	
第Ⅰ章 一般規定	(193条)
第Ⅱ章 社会保険について	
第Ⅰ節 一般規定について	(194～195条)
第Ⅱ節 保健について	(196～200条)
第Ⅲ節 社会保障について	(201～202条)
第Ⅳ節 社会扶助について	(203～204条)
第Ⅲ章 教育，文化およびスポーツについて	
第Ⅰ節 教育について	(205～214条)
第Ⅱ節 文化について	(215～216条)
第Ⅲ節 スポーツについて	(217条)
第Ⅳ章 科学および技術について	(218～219条)
第Ⅴ章 社会通信について	(220～224条)
第Ⅵ章 環境について	(225条)
第Ⅶ章 家族，児童，青年および老人について	(226～230条)
第Ⅷ章 原住民について	(231～232条)
第Ⅸ編 憲法一般規定について	(233～245条)
憲法暫定規定	(1～70条)